

# 業務指示書（小規模）

## 開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月15日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2014年1月20日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

#### 1 共同企業体の結成の可否

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

#### 2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。)技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

( ) 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

( ) 次の団員については補強を認めません。

( ) 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。  
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。  
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。  
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。  
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。  
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。  
注6) 通訳については、補強を認めます。

### 3 外国籍人材の活用

(各項目の ( ) に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路設計に係る各種調査

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。  
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任／道路設計）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 舗装設計（設計基準）】

- 1) 類似業務の経験：舗装設計に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（全世界）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

## 第6 プロポーザルの提出手続き等

### 1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部  
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

### 2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

## 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
  
- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- ( ) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
  
- ( ) 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

( ) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( US\$1 = 104.71 円 , EUR1 = 143.30 円 )

上記以外の調査対象国の外貨交換レートについては、以下のホームページの値を使用してください。

[http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- ( ) テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、  
条件等は、以下のとおりです。
  - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
  - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
  - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

#### (1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/道路設計  
舗装設計(設計基準)

#### (2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

7.83 M/M

### 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年2月7日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

### 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

#### (1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

#### (2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価  
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

### 第10 その他

#### 1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

#### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

#### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

#### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

#### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

#### 6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

##### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

##### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- ( ) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上



## (補足説明)

### 1. プロポーザル提出様式の変更について

- (1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

### 2. 契約変更手続きについて

#### (1) 要員計画の確定・変更

##### ●契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

##### ●打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

##### ●打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

#### 【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

#### (2) 費目間流用

- 〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

#### (3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

●変更により契約金額が増額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合

(ア)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）

(イ)変更契約書締結

●変更により契約金額が減額になる場合

ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合

(ア)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出

(イ)契約交渉

(ウ)変更契約書締結による変更承認

イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下

(ア)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

開発途上国における舗装設計基準適用のあり方に関する調査(プロジェクト研究)

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/道路設計	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 舗装設計(設計基準)	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 調査の目的・内容に関する事項

### 1. 調査の背景

我が国の政府開発援助（ODA）は、有償資金協力、無償資金協力及び技術協力を中心として、経済基盤整備及び人材育成に貢献し、一貫してインフラ整備支援に焦点を当ててきた。とりわけ、道路インフラは、開発途上国の輸送における圧倒的に高いシェアを有していることが多く、効果的・効率的な道路輸送を実現すべく、これまで道路整備事業に代表される多くの支援を行ってきた。

多くの開発途上国においては、独特の気象条件（温度、降雨）やその影響を受けた独特の土質条件、道路の供している条件（運転マナー、大型車混入率、軸重管理等）が我が国にない過酷な条件にある場合がある。また、施工環境も日本とは異なり、材料は骨材の段階からアスファルト合材に至るまで施工業者が材料管理、配合設計を自ら実施しており、維持管理も日本のような頻度・レベルは望めない状況である。このため、供用後に、設計時には予期しなかった舗装の不具合や損傷が発生する事例は少なくない。

したがって、持続的な事業効果発現のためには、道路舗装設計に際して、適用する舗装設計基準の特徴、特殊な気象・土質・供用条件及び舗装の損傷・変状などを十分理解することが重要である。なお、各項目の内容については以下のとおり。

#### ① 開発途上国及び我が国の舗装設計基準の特徴

舗装設計基準として、各国政府は独自の基準であれ、または、他国基準などの準用であれ一定の基準を活用しており、また、当該国の技術者はその基準に慣れ親しんでいる。したがって、採用される設計基準として、第一義的には相手国の基準によることになるが、設計に際しては、相手国設計基準の特徴及び我が国の舗装設計基準の優位領域を十分理解した上で、適切に設計に反映されることが求められる。

#### ② 開発途上国の舗装設計に必要な自然条件データ

設計段階においては、様々な制約（時間、費用、既存データ蓄積状況等）から、設計に必要な気象条件（温度、降雨量、地下水位等）、土質条件（問題土の分布、雨季の支持力等）、使用材料（骨材採取場、品質）、交通量、軸重等のデータが十分に得られない状態で設計し、これらに起因する舗装の損傷や変状が発生していることも想定されることから、設計段階で配慮すべき条件を明確にする必要がある。

#### ③ 開発途上国における舗装の損傷及び変状に影響しやすい要素

開発途上国の現場では日本の経験がそのまま活かせず、我が国の企業は予期せずに発生した不具合や損傷及び変状（わだち掘れ・流動化や構造的破損）を処理するために多大な時間と労力をかけている。それらを招いている問題点を体系的に整理し、舗装の損傷及び変状を未然に防止することが重要である。

このような背景から、本業務では、舗装設計基準に関する適用性を整理するとともに、我が国の舗装設計基準の優位性の有無を検証し、得られた知見を JICA 及び事業

関係者が共有することで、道路プロジェクトの効率的な実施、品質の向上を図ることを目指して、「舗装設計基準適用ハンドブック（仮称）」（以下、「ハンドブック」という。）の作成を目的としている。

## 2. 業務の目的

本業務は、開発途上国における道路プロジェクトの質の向上及び我が国の道路舗装設計基準の優位性の検証を念頭において、開発途上国における舗装設計基準の適用性を整理し、道路舗装に関する課題及び留意事項を設計基準、基準運用、自然条件調査などの項目別に検討し、今後の道路プロジェクトの案件の形成、審査等に資する JICA 職員及び事業関係者向けのハンドブックを作成することを目的とする。

## 3. 業務の範囲

本業務は、「2. 業務の目的」を達成するために「4. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「5. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「6. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

## 4. 実施方針及び留意事項

### (1) 対象道路

開発途上国の都市内道路ならびに都市近郊部や都市間の幹線道路を対象とする。近代的な高速道路等の高規格道路は対象とならない。簡易舗装（浸透マカダムや二層瀝青表面処理（DBST））の対象となる道路は含まず、本舗装の道路を対象とする。幹線道路上の特殊部や橋梁舗装部は幹線道路の一部であるため、その対象とする。

## 5. 業務の内容

本調査は、第一次国内調査、現地調査、第二次国内調査に分けて行うことを想定している。

### (1) 第一次国内調査

下記の作業は、主に、日本国内で行うことを想定している。

#### 1) インセプション・レポートの作成・提出

調査の実施方針・内容・手法・作業計画を検討し、インセプション・レポートを作成し、提出する。また、必要に応じて、相手国機関への説明資料も合わせて作成する。

#### 2) 設計基準のレビュー・比較

無償資金協力による道路案件に多く用いられている AASHTO、ORN31 及び日本の舗装基準の舗装設計について比較検証する。

##### a) 設計基準の特徴

各設計基準における、設計の基本思想・特長、設計条件（地質・地下水位・荷

重・設計速度・勾配・気象条件等)、使用材料、舗装構成、排水設計、交通量に対する鋭敏性等について整理し、相違点を比較する。

また、各基準により設計を行う際に求められている自然条件調査および交通調査の内容を整理する。

b) 各基準の長所・短所の抽出

各基準の比較の結果より、基準が対応できていない/不十分な項目や、特化して優れている項目を抽出する。

c) 日本の基準適用の可能性の検討

AASHTO 及び ORN31 が対応できていない/不十分な部分(現場条件、交通要件等)に関して、部分的に日本の基準を適用する可能性を検証する。

3) 概略設計・詳細設計のレビュー

過去の無償資金協力等による道路(舗装)案件の概略設計・詳細設計における設計手法について、以下の通り取りまとめる。

a) 自然条件調査内容の整理

どのような自然条件調査(地質、気象、排水等)及び交通調査を行っているか、概略設計時、詳細設計時、施工時の補足確認時等について、参照している設計基準毎に整理する。

他案件と比較して内容・数量が特異な事例については、その経緯についても整理する。

b) 設計基準の弱点に対する対応

2) -b)に抽出した、各基準が対応できていない/不十分な部分について、過去の無償資金協力案件等における設計においてどのように対応しているか整理する。

c) 設計結果の比較

各基準に基づき設計された成果について、舗装構成・排水工・材料(配合)をとりまとめる。基準よりも高いグレードで設計された事例があれば、その理由等についてもとりまとめる。

4) 現地調査対象国、箇所を選定

設計基準の異なる現地調査対象国、箇所を選定し、調査時期、調査項目等を検討する。なお、渡航期間は、移動を含めて地域毎に各国 10 日間程度、現地調査対象国は、東南アジア 2 カ国、アフリカ 2 カ国とし、前者はラオス・カンボジア、後者はガーナ・タンザニアをそれぞれ想定している。また、現地調査について、調査対象国、適切な人員編成及び調査期間を検討し、プロポーザルにて提案すること。

a) 調査対象国・案件の検討

AASHTO 及び ORN31 の基準を用いて設計された箇所のうち、3)-b) および 3)-c) の作業により抽出された事例を基に、現場条件や設計での対応方法に特徴が見られるものを抽出し、調査対象箇所を検討する。

b) 調査項目の検討

a)の特徴を裏付けるために必要な現地調査として、後述(2)の現地調査を想定しているが、必要に応じて、調査項目・必要数量を検討する。

c) 調査時期の決定

調査個所の気候(雨季/乾季)を考慮し、適切な調査実施時期を決定し、現地調査スケジュールを作成する。

5) インテリム・レポートの作成・提出

第一次国内調査での情報収集・分析結果を踏まえ、インテリム・レポートを作成し、提出する。

(2) 現地調査

1) 地質、交通状況、排水工、損傷状況の調査

舗装の損傷状況を確認し、損傷が見られる場合は、交通の状況や地質・地下水位等を現地確認し、損傷の要因を想定する。

排水(排水勾配、路盤排水、排水系統、流末処理)の設置状況・容量・メンテナンスの状況について目視で確認する。

2) 交通・荷重条件調査

車種別交通量調査及び軸重調査(大型車両のみ)を実施する。調査期間は平日1日・12時間とする。

調査箇所数は、東南アジア・アフリカそれぞれ2カ国ずつ、交通量は各国3地点、軸重は各国1地点をそれぞれ想定している。

3) CBR 試験

(1) 5) -b)及びc)で検討した内容に沿ってCBR試験を実施する。

調査箇所数は、アフリカ・東南アジアそれぞれ1カ国ずつ、各国10箇所を想定する。

調査は、地下水の影響が想定される箇所については、雨季・乾季の実施を検討するものとする。

4) 舗装試験

AASHTO及びORN31の基準を用いて設計された箇所における舗装供試体用材料を採取し、ホイールトラッキング試験を行う。サンプル採取箇所は2箇所を想定し、供試体作成及び試験は、日本において実施することを想定している。

5) 詳細設計報告書および施工管理月報再レビュー

損傷が発生している場合について、詳細設計報告書および施工管理月報をレビューし、損傷の要因と想定される事象に関する設計もしくは施工の状況に関する以下のような項目について確認する。

・損傷及び変状の発生箇所について、舗装構造・土質条件、気象条件(路面温度・降雨強度等)の設計と実態の乖離について分析



- ・ 損傷及び変状の発生箇所について、交通条件（大型車交通量、軸重、過積載管理等）の設計と実態の乖離について分析
- ・ 損傷及び変状の発生箇所について、排水計画と実態の乖離について分析等

#### 6) 海外コンサルタントへのヒアリング調査

開発途上国、特にアフリカおよび東南アジアにおける道路（舗装）設計の経験が豊富な他国のコンサルタントにヒアリング調査を行い、各設計基準を適用するにあたっての対応・留意点、早期損傷への対応の経験・手法等について聞き取りを行う。

#### 7) プロGRESS・レポートの作成・提出

第一次国内調査及び現地調査での情報収集・分析を踏まえて、PROGRESS・レポートを作成し、提出する。

### (3) 第二次国内調査

第二次国内調査では、舗装の設計及び調査段階において発生する問題の要因を抽出・分類（設計基準の問題、運用の問題、自然条件調査の問題 等）し、その対策検討を行う。

#### 1) 設計手法に関するヒアリング

現地調査の対象とした案件に関して、設計コンサルタントに対して、設計基準がカバーしていない事項に対する対応、自然条件調査の実施手法、数量の決定根拠、設計条件の適用の考え方、（現地調査にて損傷が観測された場合は）想定される損傷要因と詳細設計時に対応できなかった理由等についてヒアリングを行う。

#### 2) 設計条件と現場条件の乖離への対応に関するヒアリング

現地調査の対象とした案件に関して、施工者に対して、乖離の内容、その対応、乖離を無くすために設計時における改善方策等についてヒアリングを行う。

#### 3) 各設計基準による舗装設計の性能等の照査

各設計基準を用いた設計について、支持力・コスト等の比較を行う。

#### 4) 設計に際しての留意点の検討

AASHTO 及び ORN31 に準拠して設計する際に、これら設計基準が十分にカバーしていない事項、運用に際して誤用しやすい事項等を留意点として取りまとめる。

#### 5) 日本の基準適用の可能性検討

各設計基準では適用できない領域について、日本の基準が適用可能か否かを検討する。日本の道路舗装にかかる技術基準が項目・内容、性能、コストの想定等の観点から適用可能と考えられる領域の分析検討を行う。また、対象国への適用にあたっての現地条件にあわせたカスタマイズの必要性について分析・検討する。

（検討対象事項の例）

設計条件（交通条件、土質条件、水理条件等）、特殊な条件（急勾配・片勾配部、交差部・橋梁舗装部・地下水・帯水・問題土・路床強度等） 等

#### 6) 自然条件等調査のあり方の検討

a) 自然条件等調査の実施状況の確認

詳細設計での地質、気象、水文・排水のような自然条件調査、交通量・軸重・過積載のような交通調査の実施状況を調査する。自然条件等調査が多く/少なく実施されている案件について、その理由を検証する。

b) 設計に必要な自然条件等調査の検討

ア 損傷の原因になりそうな自然条件と、そのような自然条件の、FS/予備設計段階での見分け方、調査のやり方・頻度を検討する。

イ 概略設計・詳細設計時の自然条件調査項目、方法、頻度では、解決できず施工時の補足確認調査が必要で、設計変更、工期延長が発生する可能性がある場合の対処方法について検討する。

ウ 舗装の損傷及び変状に大きく影響を及ぼす特殊部（急勾配・片勾配部、交差部・橋梁舗装部・地下水・帯水・問題土・路床強度等）における設計に必要な自然条件調査項目、方法、頻度などの検討を行う。

(4) ハンドブック（案）作成

以上の調査結果から得られた知見を JICA 及び事業関係者が共有し、道路プロジェクトの各段階において利用し易い内容を含むハンドブック（案）を作成する。

主な構成（参考）

- ・各舗装設計基準の特徴・比較
- ・日本の基準適用の可能性
- ・舗装設計における留意点（荷重条件・地質条件の決め方、舗装構成、試験、排水設計、配合、骨材調達 等）
- ・自然条件等調査のあり方

(5) ドラフト・ファイナル・レポートの作成・提出

第二次国内調査を踏まえ、ハンドブック（案）及びプレゼンテーション資料（英文）を含めて、ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、提出する。

(6) ファイナル・レポートの提出

ドラフト・ファイナル・レポートに対する機構、必要に応じて外部有識者のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、機構に提出する。

## 6. 成果品等

次の成果品等を JICA 経済基盤開発部に提出する。部数は以下のとおりとするが、必要に応じて変更となる。最終成果品は、ファイナル・レポートとする。

(1) 報告書

- 1) インセプション・レポート

記載事項：調査・検討の基本方針、方法、項目、作業計画、要員計画等

提出時期：2014年3月

部数：和文10部（簡易製本）

仕様：簡易製本

2) インテリム・レポート

記載事項：第一次国内調査の報告

提出時期：2014年6月

部数：和文10部（簡易製本）

3) プロGRESS・レポート

記載事項：現地調査の報告

提出時期：2014年10月

部数：和文10部（簡易製本）

4) ドラフト・ファイナル・レポート

記載事項：第一次国内調査・現地調査・第二次国内調査の調査項目を網羅した  
調査報告のドラフト

提出時期：2015年2月

部数：和文10部（簡易製本）

5) ファイナル・レポート

提出時期：2015年4月

部数：和文15部（製本）

CD-R 5枚

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 業務工程

2014年2月下旬より業務を開始し、2015年4月上旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

#### 2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、以下の業務量を超えない範囲において、プロポーザルに含めて提案すること。

(1) 業務の目途：12.5M/M

##### (2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の担当分野は、最低限以下を含むものとし、全体の構成についてはプロポーザルにて提案すること。

- 1) 業務主任／道路設計（2号）
- 2) 舗装設計（設計基準）（3号）
- 3) 舗装設計（材料・配合）
- 4) 施工管理

なお、業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。また、上記の格付けは目安であり、これを超える格付けを提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

#### 3. 相手国側の便宜供与

本調査は JICA の責任において実施するものであることから相手国から特別な便宜供与は想定していない。本調査実施にあたり、コンサルタントは通常の調査案件と同様に独自で調査を遂行することを求められているが、便宜供与に係る JICA 事務所の支援を必要とする場合は、便宜供与依頼の支援を行う。

#### 4. 配布資料

- ・アフリカ（エチオピア、ガーナ、タンザニア）資金協力事業による道路整備計画のあり方（基礎研究）報告書（2013年3月）

#### 5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める。

- (1) 交通・荷重条件調査
- (2) CBR 試験
- (3) 舗装試験

現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

#### 6. 複数年度契約について

本業務については、2013 年度及び 2014 年度に実施する業務について、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

以 上

